

# 印刷契約書

- 1 件名 ○○○○○印刷
- 2 納入場所 北塩原村役場、磐梯町役場、湯川村役場、柳津町役場、  
金山町役場、昭和村役場及び会津計算センター
- 3 納入期限 平成○○年○○月○○日
- 4 契約金額 金 102,900 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 4,900 円)
- 5 契約保証金 無

上記印刷について、会津地方市町村電子計算機管理運営協議会（以下「発注者」という。）と、株式会社○○○○○（以下「受注者」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

発注者 福島県会津若松市東栄町3番46号  
会津地方市町村電子計算機管理運営協議会  
会 長 室 井 照 平

受注者 福島県○○市○○町○○丁目○○番○○号  
株式会社○○○○○  
代表取締役 ○ ○ ○ ○

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の印刷契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の町村別内訳及び発注者から引渡しを受けた原稿に従い、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約の履行中知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(委任又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、頭書の業務の全部又は主体部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(原稿の引渡し及び損害)

第5条 発注者から受注者への原稿の引渡しは、発注者と受注者とが立会いのうえ行い、仕様、数量、引渡しの時期及び引渡し場所は、発注者と受注者とが協議して定める。

2 受注者は、発注者から引渡しを受けた原稿を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、自己の故意又は過失により、発注者から引渡しを受けた原稿を滅失若しくは棄損し、又は返還が不可能となったときは、損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

4 天災地変、その他の不可効力によって原稿が滅失若しくは毀損したときは、受注者はその事実を遅滞なく書面により発注者に通知しなければならない。発注者は直ちに調査を行い、受注者が善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められる場合は、その損害額は発注者の負担とする。

(契約内容の変更等)

第6条 発注者は、必要があるときは契約の内容を変更し、又は印刷物の全部又は一部の納入を一時中止することができる。この場合において、納入期限又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。

この場合における、賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第7条 天災地変、その他の不可抗力又はその他受注者の責めに帰すことができない理由により、納入期限までに印刷物を納入することができないときは、受注者は、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(納入の通知等)

第8条 受注者は、印刷物を納入するときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により当該印刷物を納入するときは、当該印刷物に納品書を添えなければならない。

(検収等)

第9条 発注者は、受注者から前条第1項の規定による通知を受けたときは、受注者の立会いのうち検収を行い、当該印刷物が契約内容に適合していると認められたときは、受注者は、速やかに発注者にその印刷物を引渡さなければならない。

2 受注者が前項の検収に立会わないときは、発注者は検収を行い、当該検収の結果を受注者に通知するものとする。

3 第1項の検収をした場合において、当該印刷物が契約内容に適合していないと認められた時は、受注者は発注者の指定する期日までに、その印刷物の取替、改造又は補修をして再検収を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。ただし、契約金額の増額又は納入期限の変更をすることはできない。

4 印刷物の納入及び検収に要する費用は、特別の定めをした場合を除き受注者の負担とする。

(契約代金の支払)

第10条 受注者は、前条第1項の引渡しを完了したときは、書面により契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第11条 発注者は、受注者が納入した印刷物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて、目的物の取替若しくは瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、第9条第1項の規定による印刷物の請求を受けた日から1年以内にななければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第12条 受注者の責に帰すべき理由により、納入期限までに印刷物を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に納入する見込みがあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額に対して、遅延日数に応じ、年100分の5の割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、第10条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、総務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) その責に帰すべき理由により、納入期限までに印刷物の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第9条第1項の検収の結果、印刷物の全部又は一部が契約内容に適合していないと認められた場合において、適合すると認められる印刷物を納入することができないと発注者が認めたとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第 16 条第 1 項の規定によらないで、受注者が契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既納品があるときは発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は当該印刷物の契約代金相当額を受注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合は、受注者は契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下、「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令同条第 7 項又は同法第 52 条第 5 項の規定により確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第 5 項の規定により確定したとき。

(3) 受注者が、独占禁止法第 66 条に規定する審決（同法第 66 条第 3 項の規定による原処分を全部を取消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて審決棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

(5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法 198 条による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(発注者の任意解除権)

第 15 条 発注者は、第 13 条第 1 項及び前条第 1 項に定めるもののほか、必要があるときは契約を解除することができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は、前項の規定により解除した場合に準用する。

3 第 1 項の規定により契約を解除した場合には、発注者は、これによって生じた受注者の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第 16 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 第 6 条第 1 項に規定する協議が調わないとき。

(2) 天災地変、その他の不可抗力により、印刷物を完納することが不可能となったとき。

(3) 発注者が契約に違反し、その違反により印刷物を納入することが不可能となったとき。

2 第 13 条第 2 項及び前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除したときに準用する。

(賠償の予約)

第 17 条 受注者は、第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除する

か否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約が完了した後も同様とする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第14条第1項第1号から第4号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合。

(2) 第14条第1項第5号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合においては、発注者が受注者に対して、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害金等の徴収)

第18条 受注者がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払の日まで年100分の5の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年100分の5の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第19条 この契約書の各条項において、発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者の斡旋又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。